

「自転車運転者講習」制度について

次のような**危険行為**を3年以内に2回以上繰り返すと、**自転車運転者講習**の受講が命じられます。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、危険な運転が大きな交通事故につながる危険があります。交通ルールを守って、安全に乗りましょう。

※ 令和2年6月30日から、受講対象となる危険行為に**妨害（あおり）運転**が追加されました。

受講義務の対象となる **15** の危険行為

<p>妨害（あおり）運転 法第117条の2の2第11号 法第117条の2第6号 違反</p>  <p><small>※ 不必要なブレーキなど</small></p>	<p>信号無視 法第7条違反</p> 	<p>通行禁止違反 法第8条第1項違反</p> 
<p>歩行者用道路における 車両の通行義務違反 法第9条違反</p>  <p><small>歩行者用道路 軽車両を除く</small></p>	<p>通行区分違反 法第17条第1項、第4項、第6項違反</p> 	<p>路側帯通行時の 歩行者の通行妨害 法第17条の2 第2項違反</p> 
<p>遮断踏切への 立ち入り 法第33条 第2項違反</p> 	<p>交差点での優先道路 通行妨害など 法第36条 違反</p> 	<p>交差点右折時の 通行妨害など 法第37条違反</p> 
<p>環状交差点での 安全進行 義務違反 法第37条の2違反</p> 	<p>指定場所一時不停止 法第43条違反</p> 	<p>歩道通行時の 通行方法違反 法第63条の4 第2項違反</p> 
<p>制動装置（ブレーキ） 不良自転車の運転 法第63条の9 第1項違反</p> 	<p>酒酔い運転 法第65条 第1項違反</p> 	<p>安全運転義務違反 法第70条違反</p> 

自転車運転者講習が命じられると…

3ヶ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。
講習時間は**3時間**で、受講者（違反者）の特性に応じた個別指導を含むものです。

講習手数料 6,000 円

命令に従わず、講習を受けないと
5万円以下
の罰金刑に処されます。

京都府警察